

# 第十三回 参議院通商産業委員会会議録第五十六号

(一〇五〇)

昭和二十七年六月二十六日(木曜日)午後三時十八分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

本日の会議に付した事件

特別中小企業の安定に関する臨時措

置法案

航空機製造法案

臨時石炭鉱害復旧法案

通商及び産業一般に関する調査の件

(只見川及び琵琶湖電源開発に關する件)

電源開発に関する請願(第一三一四号)(第一三二九号)

電源開発に関する請願(第一三六六号)(第一三七七号)

電源開発に関する請願(第一四四七号)(第一四六八号)

電源開発に関する請願(第一五一〇号)

電源開発に関する請願(第一五四九号)(第一五六五号)

電源開発に関する請願(第一六四七号)(第一六四五号)

電源開発に関する請願(第一一五二号)(第一八九九号)(第九四一号)

電力危機打開に関する請願(第一一五〇号)

大淀川第一、第二発電所復元に関する請願(第一三〇五号)

電力危機打開に関する請願(第四九二号)

琵琶湖電源開発促進に関する請願(第一一五二号)

只見川電源開発に関する請願(第一一五二号)

電力有効利用北陸電解電炉工業負荷の季節的調整実施に関する請願(第一一七三六号)(第一七三七号)

電気料金引上げ反対に関する請願(第一一八〇八号)

電源開発促進に関する陳情(第一一八号)(第九五号)

電気料金引上げ反対に関する請願(第一一八〇八号)

電気料金引上げ反対に関する請願(第一一八五三号)(第一一八六号)

説明員  
公益事業委員 市浦 繁君  
会開発課長 労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業 対策課長 渋谷 直蔵君  
利水課技官 小林 泰君  
建設省河川局

○道南電源開発促進に関する陳情(第一一八七二号)

○水力電源地域の電気料金に関する請願(第九八一号)

○放、面西河川の電源開発に関する陳情(第七六七号)

○電力不足対策に関する陳情(第六六一號)

○電力増強総合対策に関する陳情(第一一九四二号)

○本流案による只見川電源開発促進の一七号)

○電力危機打開に関する請願(第一一二一號)

○電源開発に関する請願(第一三一四八号)

○琵琶湖電源開発促進に関する請願(第一一九七六号)

○電気料金引上げ反対に関する請願(第一一九〇号)

○電源開発に関する請願(第一三二九号)

○電源開発に関する請願(第一三六六号)

○只見川電源開発に関する請願(第一一三七七号)

○大淀川第一、第二発電所復元に関する請願(第一一五〇号)

○只見川電源開発促進等に関する陳情(第一一九二二号)

○電気事業の公納金制度存続に関する陳情(第一一四九号)

○電気事業の公納金制度存続に関する陳情(第一一三三号)

○電力危機打開に関する請願(第一一五二号)

○電力危機打開に関する請願(第一一五三号)

○電力危機打開に関する請願(第一一五四号)

○電力危機打開に関する請願(第一一五五号)

○電力危機打開に関する請願(第一一五六号)

○電力危機打開に関する請願(第一一五七号)

○電力危機打開に関する請願(第一一五八号)

○電力危機打開に関する請願(第一一五九号)

○電力危機打開に関する請願(第一一六〇号)

○電力危機打開に関する請願(第一一六一号)

○電力危機打開に関する請願(第一一六二号)

○電気料金の地域差撤廃に関する陳情(第九八一号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一九九五号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇一五号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇三号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇二五号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇二三号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇二四号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇二五号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇二六号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇二七号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇二八号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇二九号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇三〇号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇三一号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇三二号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇三三号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇三四号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇三五号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇三六号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇三七号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇三八号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇三九号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇四〇号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇四一号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇四二号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇四三号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇四四号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一〇四五号)

○電気料金の地域差正等に関する陳情(第九五五号)

○かんがい排水用電気料金引上げ反対に関する陳情(第九六四号)(第九六八号)

○かんがい排水用電気料金引上げ反対に関する陳情(第九六五号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九六六号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九六七号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九六八号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九六九号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九七〇号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九七一号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九七二号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九七三号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九七四号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九七五号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九七六号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九七七号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九七八号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九七九号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九八〇号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九八一号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九八二号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九八三号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九八四号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九八五号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九八六号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九八七号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九八八号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九八九号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九九〇号)

○電気料金の業種を把握する際

に、一貫作業をやつておるのはわから

りますけれども、例えばマッチ工業と

か、そういうものは殆んど下請に出し

て、軸は軸、葉付けは葉付け、或いは

箱を作る者は箱を作る者、それをまと

めて問屋がやるというような場合、その工場自体を把握することができないのじやないかと思うんです。そういう点はどういうふになりますか。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたしました。今御質問になりましたよう

な、全然設備も何も持たず、すべての製造部門を下請に出して、そうしてそれをただ寄せ集めてやるような場合、これは厳密な意味において工業者

と言えるかどうか、実は非常に私疑問だと思います。ただそういう例は非常に少いのでございまして、一貫作業はやつておるうちに或る部分のものだけ自分でやつてはむしろ不利益だといふので、そういうものを下請に出して、そうしてそれを更に自分の製造過程に織り込みまして、そして製品を作りたいというのが非常に多いのであります。そういうように私はむしろそれが最も全然、ただ全部下請に出して、それを集めましてやるというようなのは殆んどないというふうに私たち聞いておるのであります。そういうようなものが仮にあるといたしまして、それを作りたいと思つております。

○小林幸平君 仮にそういう形態で、現在はありませんけれども、そういう形態であるということになつたら、この法律では把握することはできないといふことになつて、勝手に幾らでもやれるということになるわけですか。

○衆議院議員(南好雄君) 直ちにそういう結論に私はならんと思うのであります。今お尋ねのよろなは非常に零細企業の場合、非常に零細企業の場合において、果していろいろな点で把

握することができるかどうかといふ

ような御質問のように解釈いたしますならば、これは事実問題といたしま

て、それをただ寄せ集めてやるような場合、これは厳密な意味において工業者

と言えるかどうか、実は非常に私疑問

だと思います。ただそういう例は非常

に少いのでございまして、一貫作業

はやつておるうちに或る部分のものだけ自分でやつてはむしろ不利益だといふので、そういうものを下請に出して、そうしてそれを更に自分の製造過程に織り込みまして、そして製品を作りたいというのが非常に多いのであります。そういうように私はむしろそれが最も全然、ただ全部下請に出して、それを集めましてやるというようなのは殆んどないというふうに私たち聞いておるのであります。そういうようなものが仮にあるといたしまして、それを作りたいと思つております。

○小林幸平君 仮にそういう形態で、現在はありませんけれども、そういう形態であるということになつたら、この法律では把握することはできないといふことになつて、勝手に幾らでもやれるということになるわけですか。

○衆議院議員(南好雄君) 直ちにそ

うふうに私はならんと思うのであります。今お尋ねのよろなは非常に零細企業の場合、非常に零細企業の場合において、果していろいろな点で把

握することができるかどうかといふ

となりますが、これが費用されまし

て、ここに挙げておられます中小企業関係の労働者の労働条件の引下げや、或

いは賃金の引下げ、或いは首切り等に

らしてやりますから、やはり業者とい

たしましては、私は税金を納めるとい

うような場合と違いまして、少くとも

自分と同じ仕事をやっておる者とい

うことについては普通の人よりも遙かに

多くのインテレストを持つておるので

ありますので、絶対に把握できないと

いうようなことは私はないとと思うのであります。今までのようすに官庁が直接

幾たびも御質問いたのであります

が、大体こういう法律は労働者の立場

を保護する法律の特別法規をなすのじ

やなくて、こうしたことをするために

よりつて間接的に却つて業態の安定をみ

ますけれども、この法律のようすにおきま

しては、なか／＼掴みにくいのでありま

りますけれども、この法律のようすにおきま

しては、なか／＼掴みにくいのであります

が、大体一つのその同業種の組合を作

ります。その問題につきましては、し

うことになりますので、そぞ神経質に

勞働者に対する解雇の行き過ぎといふ

ことなどを御心配願わなくとも、相当程度十分にうまく行くのじやないか。この

は、どういうふうにお考えになつてお

りますかということをお伺いいたした

ことについては普通の人よりも遙かに

多くのインテレストを持つておるので

ありますので、絶対に把握できないと

いうようなことは私はないとと思うのであります。今までのようすに官庁が直接

幾たびも御質問いたのであります

が、大体こういう法律は労働者の立場

を保護する法律の特別法規をなすのじ

やなくて、こうしたことをするために

よりつて間接的に却つて業態の安定をみ

ますけれども、この法律のようすにおきま

しては、なか／＼掴みにくいのであります

が、大体一つのその同業種の組合を作

ります。その問題につきましては、し

ますけれども、この法律のようすにおきま

しては、なか／＼掴みにくいのであります

が、大体一つのその同業種の組合を作

ります。その問題につきましては、し

ますけれども、この法律のようすにおきま

会におきまする相当事実に対する認定

がございますので、二条所定の条件を

充足するもので、大体当時わかつてお

りましたのが五つか六つかつたので

ございます。その後こういふようなも

のを、実施官庁であります通商産業

省に依頼いたしまして、漸次調べてみ

まして、私たちがこの法案を議決いた

しましたがございましたし、それからこの法律

に申します生産調整をやりましても、

大体この法律におきまする生産調整の

ごときはどう考えてみましても六ヶ月

以上になるようなことは私はないと思

うのですが、そぞいませんので、二条

所定の要件さえ充足しております

ても、決してこの法案はこの業種を制

限するのではございませんので、二条

所定の要件さえ充足しております

が、大体こういう法律は労働者の立場

を保護する法律の特別法規をなすのじ

やなくて、こうしたことをするために

よりつて間接的に却つて業態の安定をみ

到底成立たないと思ひますので、調べ  
さして、これに合ふと、いうように私ど  
もの事務局では申しましたので、持出  
したのでありますから、役所と、いう  
か、当該官庁が調べてみて、これは合  
わんというのなら、第二条に適合しな  
いならば、いたしかたないことでありま  
すが、例えは合板にいたしましても、それ／＼  
合うということを、合板については農  
林省関係の人、が言つておきました。た  
だ法律的の第二条云々と、いうことにつ  
いて、これはいいだらうねと、これは  
合いますよ、ということを申して持つて  
來たのでありますから、若し合わんと  
いうなら、これは役所同士でお話願つ  
て、合わんのならいたしかたありません  
が、その点は合わんと、いう結論が出  
ればいたしかたありませんが、合うの  
ならば、この際一緒にやつてやらん  
と、いつあと追加できるかわからんの  
で、できるだけ広く中小企業を拾つて  
やりたいという意味において、是非こ  
れをお取上げ願いたいと思ひます。ほ  
かにありません。

下さい。只今航空機製造法案に対する御質問はあまりないようでございので、これはちよつと預かりまして、又元へ戻りまして中小企業に対する時措置法案、これを議題といたしで小林君の御質問を続けます。

告のでき得ることを考慮しながら、勧告なり或いは省令を出すことと思いますけれども、法律にはそういうことを規定してございません。こういうようなことをやる場合においては、まあ一方的にやつてやれんということはない

をオミットするといったような規定はございませんので、労働者の立場から申しまして、労働者にとりまして寝耳に水というような事態は先ずなかろうかというふうに考えております。

業保険の制度があるわけでございま  
す。従いましてこういった企業の事情  
によりまして離職いたしました場合に  
おきましては、最長六ヶ月間は失業保  
険金の支給によりまして一応最低の生  
活は保障されると、こういう建前にな

いならばいたしかたないことであります  
が、例えば合板にいたしましても、  
清涼飲料にいたしましても、それぐ  
合らうということを、合板については農

小林君に申上げます。労働省の職業安定局失業対策課長渋谷君、失業保険課長百田君一人が御出席になりましたから御質問願います。

のでござりますが、立法例としてもないものでござりますから、二十九条では予告期間をわざわざ設けてございませうのです。

でもお尋ねいたしますけれども、一体労働者はこの法律を十分御研究になつて、したのかどうかという点をお伺いたい。どうぞよろしくお聞かせください。

つておるわけであります。又その六ヶ月間失業保険金の支給を受けておりました間におきまして、当然これは法律の

だ法律的の第二条云々ということについて、これはいいだろうねと、これは合いますよということを申して持つて来たのでありますから、若し合わんといなら、これは役所同士でお話願つて、合わんのならいたしかたありませんが、その点は合わんという結論が出ればいたしかたありませんが、合うのならば、この際一緒にやつてやらんと、いつあと追加できるかわからんので、できるだけ広く中小企業を拾つてやりたいという意味において、是非これをお取上げ願いたいと思います。ほかにありません。

○小林翠平君　この法案は原案では労働者に対する何らの顧慮がなされておらなかつたのでありまするけれども、衆議院で修正されまして、第十七条、それから第二十三条が入りましたことによつて相当改善されたことは認めるのであります。併し十七条で擇短の予告がされますけれども、通産大臣が調整命令を出すときには予告期間の定めがないが、勧告及び命令にはその実施期日について、あらかじめ準備の時間的余裕を見ておられるのかどうかといふことを、これは提案者にお伺いいたします。

○小林春平君 従来の今までの例では、そういうことはないかもしませんけれども、こういうことでありますするとどうしても法律にはつきりきまつておらなければ、突然労働者が明日から休業だということを事業主から言渡されで非常に困るということになるのじやないかと思いますが……。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申上ります。二十九条の勧告と申しまして、あ、ここにござりますように、全然組合のいわゆる自己生産調整と異つたものが出来るのじやないのでございまして、あくまで組合の自己生産調整を基礎にいたしまして、それを参考して勧告するのでござります。その組合の自己の生産調整をやる際においては十七条でございましたか、十七条によりま

こう眺めたというような様子じやないか。答弁が直ちにできない。何か提案者から内容を聞いてお答えになつておるようですか……。

○説明員(鴻谷直蔵君) 労働省としては事前の十分の討議には参加しておらないようでござります。今日責任の局長が体の都合で休んでおりますので、私その点はつきり申上げかねるのでありますが……。

○小林翠平君 私はこの法律は労働者の労働条件並びにその後の失業問題について非常に重要な問題があるので、その所管の局長はおられないけれども、恐らく責任の失業対策課長といふのはこういう問題を取扱われるかただと思うのですが、少くも研究なさつておられんとといふのは、非常に怠慢じや

専門によりまして安定所に出頭いたし  
まして、失業の認定を受けて、そうし  
て失業保険金の支給を受けるわけでご  
ざいますので、その失業認定に出頭す  
るたびごとに、その安定所におきまし  
ては、そのほかの一般の民間関係の就  
職先を極力見付けまして、そういうしてそ  
の人に最も向くような職業を斡旋して  
おるわけでござります。それでもなお  
且つ就職ができない、而も失業保険金  
の支給期間も満了したといったかたに  
対しましては、御承知の緊急失業対策  
法によりまして、現在年間七十六億の  
予算を以ちまして、失業対策事業を全  
国に実施いたしておりますのでございま  
す。従いまして失業保険金の満了前に  
民間の就業がない、そういう場合にお  
きましても、この緊急失業対策事業の  
実施によりまして、その失業の期間中

○委嘱者(竹中七郎君) 速記を始め  
〔機紀中止〕

れはいわゆる「種の中小企業における非常事態でございまして、こういうよ

して調整規程の実施期日の少くとも十五日前に予告してござりますから、い

ないかと思うのです。先ほども質問したのですけれども、この法律によつて

○委員長(竹中七郎君) 速記をとめて。そこで、次に航空機製造法案を議題といたします。御質問をお願いいたします。

○中川以良君 ちよつと懇談をしたいのですが……。

うな法律について労務者に対しても予告をするという先例はないのでございます。それでそういう意味合におきましてこの際にこういう時には、法律上は、そういうふうな十九条のようなことはございませんけれども、自分で生産調整をする際に十五日の预告期間を持つ

わゆる労務者にとつて全然曠耳に水と  
いうようなことは事実問題として私は  
ないと考えます。

は、これは悪用すれば労働者の首切り、賃金の値下げ等の問題が起きる可能性が非常にあるのです。どうしてこういう重要な問題を余り研究されておらないのか、大体どの程度の対策をやつておいでになるのかどうか、ちょっと尋ねいたします。

○委員長(竹中七郎君) 速記を始め  
〔速記中止〕

のでありますから、官庁がやる場合でありますから、当然そういうような予

○説明員(辻谷直藏君) これによりまして労働法上で保護しております点

○説明員(邊谷直哉君) 労働省としては失業対策としては、先ず御承知の失

で御承知の通り、相当長期に市場が悪くて簡単に直らんというような場合にやるのではありまするが、この生産調整がもう一年も二年も続いてやつて行くというようなことは、我々は事実的です。恐らく生産調整をやる期間といたしましては、二月、三月乃至四月が最長のものであると、こういふうに考えております。そういうような場合には、いわゆる若し万一そういう離職があつたような場合におきましては、当然失業保険法の適用を受けて手当がもらえるままで、それからその後において企業が再開せられるような場合、これは全部休んでおるわけではなくて、全体の一割、二割が休む。多くても三割くらいが休むということです。しかし企業が再開せられる場合には二十三条によつて優先採用の途がある、こら、大体一割未満の労働者が離職するかも知れんという虞れだけなんあります。そういうような場合には、若し企業が再開せられるような場合には二十

三条によつて優先採用の途がある、この種の立法によりまして労働者を不当に困らせるということはないので、企業全体としての、いわゆる非常事態でありますから、その意味における労働者の一つの、何と申しますか、非常事態は労働立法によつて解決すべきものであつて、これを法律の中に特

意して考へられる最も厚き保護といふ意味で、二十三条とか、或いは審議会に労働者の代表を入れると、こういうよ

うなことになつておるそうございまして、一応御納得を願つて來た

ような次第なんであります。

○小林泰平君 今の御説明のうち、私はこの休業期間中のお答えがあつたのを聞いておらんのであります。従つて恐らく生産調整をやる期間といたしましては、二月、三月乃至四月が最長のものであると、こういふうに考えております。そういうような場合には、いわゆる若し万一そういう離職があつたような場合におきましては、当然失業保険法の適用を受けて手当がもらえるままで、それからその後において企業が再開せられるような場合、これは全部休んでおるわけではなくて、全体の一割、二割が休む。多くても三割くらいが休む」ということでござりますか

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。この法律によつて休業すると、いふような場合におきましては、実際に全額の賃金が払われるかどうかが、私はやはりその企業体における効率が、最も悪い場合これが離職を招いたりします。が、最悪の場合これが離職を招いたりします。しかし、その企業体における効率は法律上の最低の、いわゆる休業中止の賃金である。併し六割以上に出すかか。私はやはりその企業体における効率は法律上よりも低いと見て、それで来るのではないかとこう思ひます。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。この法律によつて休業すると、いふような場合におきましては、実際に全額の賃金が払われるかどうかが、最悪の場合これが離職を招いたりします。が、最悪の場合これが離職を招いたりします。しかし、その企業体における効率は法律上の最低の、いわゆる休業中止の賃金である。併し六割以上に出すかか。私はやはりその企業体における効率は法律上よりも低いと見て、それで来るのではないかとこう思ひます。

文を交換いたしましたてはつきりき  
と、いうところまでは行つております  
が、先ほど申上げました通り総務会に  
おきまして決定をいたしまして、その  
旨を内閣のほうにも通達をいたしてお  
るわけでござりまするし、御指摘のト  
うに四月一十六日の閣議の裁定が明確  
にきまつておるわけでござりまするか  
ら、それを信用いたすよりほかに途  
ないものと考えております。従いま  
で私どもも御趣旨の点は十分尊重をい  
たしまして、閣議で一度きまつたこと  
でございまするので、閣議できまりま  
した線を強く推し進めまして、御心配  
のような弊害を最小限度にして行きました  
い、こういう熱意を持つておるわけで  
ござります。

でありますので、通産大臣は今日おいでになりませんが、通産大臣はもう少し村上運輸大臣と取りきめをなさつて、しつかりとした証拠を残すといふことまでしなければならないと思ひますので、今日不幸にして大臣はおいでになりますが、政務次官から委員会においてのこの空氣をお伝え頂きましたので、是非一つ御善処を願いたいと思ひますのであります。これができないようではありますと私は不安でござりますので、この法案を通しますについて委員会としては是非ともこういう面における附帯決議を私は附する必要があるとすら思つておりますのでござります。

○政府委員(本間俊一君) 大臣は、御承知であろうと思ひますが、只今衆議院の本会議で航空機製造法案と鉄道の法案がかかるておりますので、そちらのほうへ出ておりますので、まことにほうへ見えておりませんが、御趣旨の点はお伝えをいたしまして、できるだけの努力をいたすつもりでございま

くその通りでございまして、私ども航空機工業の性格にも鑑みまして、  
金或いは技術研究その他の面におきまして育成の措置を講じなければならぬ  
と考えておる次第でござります。たゞ  
法案の審議の過程においても申上げなき  
のでありまするが、まだ実際に始つた  
おらない関係等もありまして、大藏省  
のほうと話をつけることができなかつた  
のでございますが、皆さまの御援助  
得まして、御協力も得まして御趣旨に  
副うように善処をいたしたいというう  
に考えております。

○中川以良君 今これに対する予算措  
置等がないようでございまするが、そ  
く補正予算等において通産省において  
は予算を獲得されまして、特に航空機  
生産に対しまして助成的措置を活潑に  
お行いになるといふお考えが、今日確  
立をしておりますかどうですか。

○政府委員(本間俊一君) 御趣旨のと  
りに考えておりまするので、今後はあら  
ゆる機会を捉えまして努力をいたして  
参りたいといふふうに考えております。

○中川以良君 航空機製造はただ營利企  
だけを目標といたしましては、到底今  
後世界の水準に日本の産業というものを  
合理化して行くことはできませんと存じ  
まするので、その苦難の時代、試験の時  
代に対しましては、一つ積極的に政  
府はこれを助成、援助、育成をされる  
よう、特に私は希望をいたしまして  
私の質問を終ります。

○委員長(竹中七郎君) では次に臨時  
石炭鉱害復旧法案を議題といたしま  
る。又やることにいたしまして、本日は  
この程度にいたします。

す。これに對しまして先般農林委員会から代表の質疑がありましたが、本日三橋委員がおいでになりまして、これが何と申しますか希望、申入れがありまますので、三橋君がら皆さんがたに御説明を願いたいと存じます。委員外発言をお許ししたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めまして、三橋君に発言をお許しました。

○委員外議員(三橋八次郎君) 先般貴重な御時間をおさき頂きました、いろいろお尋ねした結果を農林委員会へ持つて帰りました御相談申上げました結果、農林委員会の総意としてお手許までお届けしております案文ができるまでござります。一応読みましょうか。

○委員長(竹中七郎君) ちょっとと読んで頂きましょうか。

○委員外議員(三橋八次郎君) 朗読いたしまして説明に代えたいと思います。

「臨時石炭鉱害復旧法案」に関する申入

目下貴委員会において御審議中の「臨時石炭鉱害復旧法案」に関しては根本的に検討を要するものがあるが取あえず左記の通り御取計らい煩わしく右申入れする。

(1) 農地及び農業用施設の復旧費等は、相当多額を要する。国及び地方公共団体からの補助金は、他の公共事業の例から見ても、一定の限度があるから、第五十一条の飲業権者の納付金ができる限り引き上げなければ十分な復旧工事が行われなくなる。原案の納付金の範囲では、福岡県等の実例に微し不十分であり、且つ今後なを物価は上昇すると考えられるから、賃貸価格に対する倍数の最高限を六千倍に引き上げるよう修正されたい。

することとなり、維持管理の責任が結局被害農民に帰することとなるので、政府原案に復せられたい。

(3) 新第七十九条の復旧不適地の打切補償が、農民の意志に反して行われる場合には、この法律は現状よりも農民を不利に陥れる虞れがある。故にこの打切りを行うのは真に止むを得ない場合に限定し、且つ農民の意見を聞く等慎重に行うよう取計られたい。

二、予算事項を次の通り処理する

本法による農地及び農業用施設の復旧費等の予算は、鉱害者が石炭採掘の結果必然的に生ずるものであり、又この予算の額は、鉱業権者による農地及び農業用施設の復旧費等の予算が石炭採掘の結果必然的に生ずるものであるから、この旨を明確ならしめること。

新規項目として別途に要求することとし、実施の際に農林省に移管すべきものであるから、この旨を明確ならしめること。

第五十一条第一項の「二千を下らず五千」を「三千を下らず六千」、

第七十七条は衆議院の修正を再修正、政府原案のようとする。

新七十九条第一項中、「当該復旧不適地の」の次に「所有者並にその不適地」を加える。

こういうふうに修正申入れをする次第でございますが、何分よろしく御高配のほどをお願いいたします。

○委員長(竹中七郎君) 只今の申入れ

につきまして何か御質問ありますか、速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(竹中七郎君) 速記を始め

方いたしまして、大蔵省その他の各省がこれで承知すればよからうといふことで今申合せをしておるわけであります。大蔵省の意見はまだ最終的に打合せいたしておりませんけれども、これはやはり当然使はうほうの農林省から出されるのが筋ではないかといふふうに意見を持つておりますが、この点につきましては、なお実際に予算を組みますときには、勿論原案は我々のほうで書きますけれども、形をどちらに整えるかということにつきまして折衝を行いたいと思います。

○小林泰平君 今御説明では、大蔵省は農林省が組むのが当然だと言つておられるようあります。この点は大蔵省は農林省で組むということになるけれども、私は結局この予算は取れない、或いは一度大蔵省の責任者を呼んで頂きました問題でないようありますけれども、大蔵省はおいでにならんようですね、これが、通産省はこの点はどういうふうにお考えになりますか、この前もちょっとお話をあつたようですが、どういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(中島征帆君) この点につきましては農林省と法案の打合せの途上におきまして、こういふふうな趣旨もさうであります。従つて只今のところでは四千倍以上にはそ

ういうふうに……。

○委員長(竹中七郎君) 臨時石炭鉱害復旧法案はこの程度にいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に陳情、請願に移りたいと思います。電力関係陳情、請願の中で只見川と琵琶湖関係は利害が対立いたしておりますから、必ず政府側から各案の現状につきまして御説明を願いたいと思います。先ず只見川につきまして公益事業委員会から御説明を願います。平井技術長。

○政府委員(平井宣一郎君) 只見川の電源開発計画につきましては、電気事業委員会におきましては、昨年の八月末に開催された御説明を願います。先ず只見川につきましては、この報道によれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことは全然異議ございません。

おそれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことに私はなつて来ると思うのであ

るか、これはその田が鉱害を受けない

けれども、ただ予算の形式的な取扱い

につきましては、その田から得られた収

入等によつて還元いたしております。

○政府委員(中島征帆君) その利益の内訳はいろいろございますが、その方法によつて試算いたします

といふと、大体三千五百見當に平均し

てなる。従つてその上下に多少幅をつけて、現実にその田畠を受けて

あります。現在の一応の目見当といたしましては三千五百、なおこの数字は今後十分に検討いたしまして最終的に決定をいたしたいと思つております。

○小林泰平君 そうすると今の資料を印刷したものをおきたいと思います。

○政府委員(中島征帆君) この次の時までに……。

○委員長(竹中七郎君) 临时石炭鉱害復旧法案はこの程度にいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に陳情、請

願に移りたいと思います。電力関係陳

情、請願の中でも只見川と琵琶湖関係は利害が対立いたしておりますから、必ず政府側から各案の現状につきまして御説明を願いたいと思います。先ず只見川につきまして公益事業委員会から御説明を願います。平井技術長。

○政府委員(平井宣一郎君) 只見川の電源開発計画につきましては、電気事業

委員会におきましては、昨年の八月末に開催された御説明を願います。先ず只見川につきましては、この報道によれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことは全然異議ございません。

おそれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことに私はなつて来ると思うのであ

るか、これはその田が鉱害を受けない

けれども、ただ予算の形式的な取扱い

につきましては、その田から得られた収

入等によつて還元いたしております。

○政府委員(中島征帆君) その利益の内訳はいろいろございますが、その方法によつて試算いたします

といふと、大体三千五百見當に平均し

てなる。従つてその上下に多少幅をつけて、現実にその田畠を受けて

あります。現在の一応の目見当といたしましては三千五百、なおこの数字は今後十分に検討いたしまして最終的に決定をいたしたいと思つております。

○小林泰平君 そうすると今の資料を

印刷したものをおきたいと思います。

○政府委員(中島征帆君) この次の時までに……。

○委員長(竹中七郎君) 临时石炭鉱害復旧法案はこの程度にいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に陳情、請

願に移りたいと思います。電力関係陳

情、請願の中でも只見川と琵琶湖関係は利害が対立いたしておりますから、必ず

政府側から各案の現状につきまして御説明を願いたいと思います。先ず只見川につきまして公益事業委員会から御説明を願います。平井技術長。

○政府委員(平井宣一郎君) 只見川の電源開発計画につきましては、電気事業

委員会におきましては、昨年の八月末に開催された御説明を願います。先ず只見川につきましては、この報道によれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことは全然異議ございません。

おそれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことに私はなつて来ると思うのであ

るか、これはその田が鉱害を受けない

けれども、ただ予算の形式的な取扱い

につきましては、その田から得られた収

入等によつて還元いたしております。

○政府委員(中島征帆君) その利益の内訳はいろいろございますが、その方法によつて試算いたします

といふと、大体三千五百見當に平均し

てなる。従つてその上下に多少幅をつけて、現実にその田畠を受けて

あります。現在の一応の目見当といたしましては三千五百、なおこの数字は今後十分に検討いたしまして最終的に決定をいたしたいと思つております。

○小林泰平君 そうすると今の資料を

印刷したものをおきたいと思います。

○政府委員(中島征帆君) この次の時までに……。

○委員長(竹中七郎君) 临时石炭鉱害復旧法案はこの程度にいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に陳情、請

願に移りたいと思います。電力関係陳

情、請願の中でも只見川と琵琶湖関係は利害が対立いたしておりますから、必ず

政府側から各案の現状につきまして御説明を願いたいと思います。先ず只見川につきまして公益事業委員会から御説明を願います。平井技術長。

○政府委員(平井宣一郎君) 只見川の電源開発計画につきましては、電気事業

委員会におきましては、昨年の八月末に開催された御説明を願います。先ず只見川につきましては、この報道によれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことは全然異議ございません。

おそれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことに私はなつて来ると思うのであ

るか、これはその田が鉱害を受けない

けれども、ただ予算の形式的な取扱い

につきましては、その田から得られた収

入等によつて還元いたしております。

○政府委員(中島征帆君) その利益の内訳はいろいろございますが、その方法によつて試算いたします

といふと、大体三千五百見當に平均し

てなる。従つてその上下に多少幅をつけて、現実にその田畠を受けて

あります。現在の一応の目見当といたしましては三千五百、なおこの数字は今後十分に検討いたしまして最終的に決定をいたしたいと思つております。

○小林泰平君 そうすると今の資料を

印刷したものをおきたいと思います。

○政府委員(中島征帆君) この次の時までに……。

○委員長(竹中七郎君) 临时石炭鉱害復旧法案はこの程度にいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に陳情、請

願に移りたいと思います。電力関係陳

情、請願の中でも只見川と琵琶湖関係は利害が対立いたしておりますから、必ず

政府側から各案の現状につきまして御説明を願いたいと思います。先ず只見川につきまして公益事業委員会から御説明を願います。平井技術長。

○政府委員(平井宣一郎君) 只見川の電源開発計画につきましては、電気事業

委員会におきましては、昨年の八月末に開催された御説明を願います。先ず只見川につきましては、この報道によれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことは全然異議ございません。

おそれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことに私はなつて来ると思うのであ

るか、これはその田が鉱害を受けない

けれども、ただ予算の形式的な取扱い

につきましては、その田から得られた収

入等によつて還元いたしております。

○政府委員(中島征帆君) その利益の内訳はいろいろございますが、その方法によつて試算いたします

といふと、大体三千五百見當に平均し

てなる。従つてその上下に多少幅をつけて、現実にその田畠を受けて

あります。現在の一応の目見当といたしましては三千五百、なおこの数字は今後十分に検討いたしまして最終的に決定をいたしたいと思つております。

○小林泰平君 そうすると今の資料を

印刷したものをおきたいと思います。

○政府委員(中島征帆君) この次の時までに……。

○委員長(竹中七郎君) 临时石炭鉱害復旧法案はこの程度にいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に陳情、請

願に移りたいと思います。電力関係陳

情、請願の中でも只見川と琵琶湖関係は利害が対立いたしておりますから、必ず

政府側から各案の現状につきまして御説明を願いたいと思います。先ず只見川につきまして公益事業委員会から御説明を願います。平井技術長。

○政府委員(平井宣一郎君) 只見川の電源開発計画につきましては、電気事業

委員会におきましては、昨年の八月末に開催された御説明を願います。先ず只見川につきましては、この報道によれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことは全然異議ございません。

おそれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことに私はなつて来ると思うのであ

るか、これはその田が鉱害を受けない

けれども、ただ予算の形式的な取扱い

につきましては、その田から得られた収

入等によつて還元いたしております。

○政府委員(中島征帆君) その利益の内訳はいろいろございますが、その方法によつて試算いたします

といふと、大体三千五百見當に平均し

てなる。従つてその上下に多少幅をつけて、現実にその田畠を受けて

あります。現在の一応の目見当といたしましては三千五百、なおこの数字は今後十分に検討いたしまして最終的に決定をいたしたいと思つております。

○小林泰平君 そうすると今の資料を

印刷したものをおきたいと思います。

○政府委員(中島征帆君) この次の時までに……。

○委員長(竹中七郎君) 临时石炭鉱害復旧法案はこの程度にいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に陳情、請

願に移りたいと思います。電力関係陳

情、請願の中でも只見川と琵琶湖関係は利害が対立いたしておりますから、必ず

政府側から各案の現状につきまして御説明を願いたいと思います。先ず只見川につきまして公益事業委員会から御説明を願います。平井技術長。

○政府委員(平井宣一郎君) 只見川の電源開発計画につきましては、電気事業

委員会におきましては、昨年の八月末に開催された御説明を願います。先ず只見川につきましては、この報道によれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことは全然異議ございません。

おそれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことに私はなつて来ると思うのであ

るか、これはその田が鉱害を受けない

けれども、ただ予算の形式的な取扱い

につきましては、その田から得られた収

入等によつて還元いたしております。

○政府委員(中島征帆君) その利益の内訳はいろいろございますが、その方法によつて試算いたします

といふと、大体三千五百見當に平均し

てなる。従つてその上下に多少幅をつけて、現実にその田畠を受けて

あります。現在の一応の目見当といたしましては三千五百、なおこの数字は今後十分に検討いたしまして最終的に決定をいたしたいと思つております。

○小林泰平君 そうすると今の資料を

印刷したものをおきたいと思います。

○政府委員(中島征帆君) この次の時までに……。

○委員長(竹中七郎君) 临时石炭鉱害復旧法案はこの程度にいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に陳情、請

願に移りたいと思います。電力関係陳

情、請願の中でも只見川と琵琶湖関係は利害が対立いたしておりますから、必ず

政府側から各案の現状につきまして御説明を願いたいと思います。先ず只見川につきまして公益事業委員会から御説明を願います。平井技術長。

○政府委員(平井宣一郎君) 只見川の電源開発計画につきましては、電気事業

委員会におきましては、昨年の八月末に開催された御説明を願います。先ず只見川につきましては、この報道によれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことは全然異議ございません。

おそれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことに私はなつて来ると思うのであ

るか、これはその田が鉱害を受けない

けれども、ただ予算の形式的な取扱い

につきましては、その田から得られた収

入等によつて還元いたしております。

○政府委員(中島征帆君) その利益の内訳はいろいろございますが、その方法によつて試算いたします

といふと、大体三千五百見當に平均し

てなる。従つてその上下に多少幅をつけて、現実にその田畠を受けて

あります。現在の一応の目見当といたしましては三千五百、なおこの数字は今後十分に検討いたしまして最終的に決定をいたしたいと思つております。

○小林泰平君 そうすると今の資料を

印刷したものをおきたいと思います。

○政府委員(中島征帆君) この次の時までに……。

○委員長(竹中七郎君) 临时石炭鉱害復旧法案はこの程度にいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に陳情、請

願に移りたいと思います。電力関係陳

情、請願の中でも只見川と琵琶湖関係は利害が対立いたしておりますから、必ず

政府側から各案の現状につきまして御説明を願いたいと思います。先ず只見川につきまして公益事業委員会から御説明を願います。平井技術長。

○政府委員(平井宣一郎君) 只見川の電源開発計画につきましては、電気事業

委員会におきましては、昨年の八月末に開催された御説明を願います。先ず只見川につきましては、この報道によれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことは全然異議ございません。

おそれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないといふことに私はなつて来ると思うのであ

るか、これはその田が鉱害を受けない

けれども、ただ予算の形式的な取扱い

につきましては、その田から得られた収

入等によつて還元いたしております。

○政府委員(中島征帆君) その利益の内訳はいろいろございますが、その方法によつて試算いたします

るが、同時に関係各方面の意見をも十分斟酌いたしまして、できるだけ速かに合理的な開発の方針を決定いたしました。と日下善處中なのであります。この機会に、実際に調査団に委嘱いたしましたものにつきましては、いわゆる本流案と申しますものと、それから分流案と申しますものと、分流案には二通りの案を出でておるのであります。それで、尾瀬の貯水池から利根川方面に分流するといふ構想も考えて、これらを一括してその長所短所についての意見を出でておるのであります。

○C-I の報告書につきましては、これで、OC-I の報告書につきましては、そのうちで特に最も問題になります。

只見川阿賀野川水系、只見川とは日橋川と合流して、新潟のすぐ北のところで日

本海へ流れております。これが有名な

田子倉と両方から分水する案があります。これは新潟県のほうで提案されました。

したのであります。二つの案がござい

ます。これがOC-I の調査の結果、この本

流案と分流案とを整理しまして、本流

案としてはOC-I としてはこういふ

ように考へる、本流案としてはこの案に

よつてもよろしいという最終的な二つ

の案を整理しまして比較しております

が、この整理されたものはこの印刷物

に載せられてございます。即ち二個所

から分水する新潟県の案は、これはい

ういふ理由で余りよくないといふこと

で、分流案ならば一ヵ所から分流

するB-2案というのがよろしいといふ

ふうに意見を出でております。これら

の出力、落差、発電所名等は、その次

の二枚の表がござりますが、これはO-

C-I の報告書に出でるようございま

すけれども、これで大体A案並びに

B-2案の内容をおわかりになると思

います。A案では、出力合計がこの表の

最大最終MWという表がありまして、

これが六行目でござりますが、出力

が、既設地点、真中がA案、その次がB-2

案、それからもう一つは奥只見の次の

大島、それから前沢という地点がござ

ります。それからその次に田子倉とい

うところがありますが、その田子倉の

第三発電所のところに流れ込んでおり

ます。これが奥只見川と言ひます。一千百七億三千二百萬円、こ

れはA案による全工事費であります。

○C-I の報告書で最大出力を百九十四万キロワットとなつております。

年平均の出力八十万九千五百キ

ロ、それから最後から五行目を御覧に

なりますと、工事費が一千四百六十二億

円になります。で、その殖えました理由は、分

ります。年平均で、年平均電力量が、これは

六千四百万円、平均電力量が、これは

ミスプリントで落ちておりますが、ち

と、奥只見の貯水池から分流しまして、只

見川本流から分けて、信濃川の流域の

ほうへ流すというものがこの分流案でござ

ります。この奥只見の貯水池の左側の

ところから点線と実線との並んだ線が

引かれておりまして、湯ノ谷第一、湯

ノ谷第二、更に鉄道線路を横断しまし

て、湯ノ谷第三、更に妙見、四つの発電所

があります。本流は全部階段式にダムを

して上つております。既設の鹿瀬、豊

実、山郷、新郷、新郷のほうは消えており

ますが、これがずっと鉄道線路に沿いま

して上つております。この奥只見から分水しまして湯ノ谷第一、第二、第三及び妙見四つの発電所を開発しますのが分流案でござります。

これでは從来分流案につきましては福

島県案あるいは旧日発案或いは東北電力

案という工合に、各種の案がございま

したが、いずれも大同小異であります。

通つて西北のほうへ上つて参ります。

この图表でだんづくのほうを御覧願

いますと、一番下に尾瀬原という所が

お話をございましたが、二つあります

て、大きな流れが一つはことに載つて

いる場合に下流へ順序を追つてできると

いうようなこと、それから電力の将来

お話をございましたが、このすぐ右に小さく県

境に丸くなつております。結局尾瀬沼で

ござります。この尾瀬沼が只見川の水

源地になつております。結局尾瀬沼か

ら尾瀬原を通つて北上し、中流部でや

や東にそれまして、若松の附近から西

のほうへ曲りまして、この曲つたとこ

ろで猪苗代湖から出ます日橋川と合流

しまして、新潟のすぐ北のところで日

本海へ流れております。これが有名な

只見川阿賀野川水系、只見川とは日橋

川との合流する合流点から上流を只見

川と言つております。いわゆる本流

案、分流案というものにつきまして問

題の残つておりますのは、この地図の

分流案とはどういうことであるか、そ

の特質につきまして、且下手許にあり

ます。時水池がありまして大鳥、大津

川と奥只見といふ発電所のAがござい

ます。奥只見といふ発電所のAがござい

ポンプで揚げてそれを只見川のほうに流すというのですか。

○説明員(市浦謹君) これは大分前から東京電燈におきまして、昔からそういう計画がありました。この問題につきましても、この資料として出してありますOC-Iのほうへ、これについて尾瀬原のダムが将来高くでき、これは地質關係の問題がありまして今すぐこれを高くするということは、非常にむずかしいという意見は出ておりますが、取敢えず四十メートルくらいのダムを造りまして水を貯めて見る、それでここにあります開発をするのですが、その結果漏水等がなくして、更に嵩上げができるという場合には嵩上げをしまして、余剰電力を利用して利根川の水を汲み上げ、それを又利根川のほうに戻す案でございます。ですから直接只見川には影響はないのであります。一時この尾瀬原の貯水地を利根川の流域が貸してもらう、こういう考え方であります。

○境野清雄君 わかりました。聞きよ

うによつては重大問題だと思つたので……。

○説明員(小林泰君) 龍ヶ湖の総合開

発につきまして現在までの経過を御説

明申上げます。龍ヶ湖の総合開発につきましては、電力問題、灌漑問題、水道の問題、治水の問題、そういうたよ

うな多くの目的を含んでおりまして、

この総合開発は近畿地方から相当強

い要望が出ておるわけでございます。

されまして、建設省といたしましては、この三案につきまして慎重審議を重ね

ります。今後問題になります点は、こ

れらの意見書に基づきましたボイントの

か五名のかたぐに専門的に御検討を

して、この問題につきまして本年一月以

來検討を進めておつたわけでございま

す。本年三月十三日にこれらの委員の

意見書が建設大臣宛て提出をされまし

て、今後相当検討を要する事項が明ら

かになつたわけであります。その多數

意見として出ております大綱は、それ

ぞれの案につきまして基準を一定に

いたしました経済的な比較をいたした

わけであります。その結果、「各案

とも発電原価が高く、このままで早

期着工は困難と考えられる、従つて今

後更に湖の利用水深、補償問題、下流

への放流量、最大使用水量、逆調整池

問題等を再検討して、現在及び将来の

電力事情に適応する経済的且つ効果的

な開発計画を立案すべきである。」と

いう意見が提出されたわけであります。

す。その他の少数意見としては、具体的

に技術的には地建案が最もいいとい

う少數意見も出ておりましたし、この開発

は多少コストが高くても早急にやるべき

であるというような意見も少數意見

として出ておるわけであります。この

開発方式につきましては、そういうた

め認めまして、本年度公共事業費のうち

より調査費を計上いたしまして、引続

て、その間に連絡を取りまして完全な

調査の完成に努力しておるわけであ

ります。今後問題になります点は、こ

れらの意見書に基づきましたボイントの

か五名のかたぐに専門的に御検討を

して、この問題につきまして本年一月以

來検討を進めておつたわけでございま

す。本年三月十三日にこれらの委員の

意見書が建設大臣宛て提出をされまし

て、今後相当検討を要する事項が明ら

かになつたわけであります。その多數

意見として出ております大綱は、それ

ぞれの案につきまして基準を一定に

いたしました経済的な比較をいたした

わけであります。その結果、「各案

とも発電原価が高く、このままで早

期着工は困難と考えられる、従つて今

後更に湖の利用水深、補償問題、下流

への放流量、最大使用水量、逆調整池

問題等を再検討して、現在及び将来の

電力事情に適応する経済的且つ効果的

な開発計画を立案すべきである。」と

いう意見が提出されたわけであります。

す。その他の少数意見としては、具体的

に技術的には地建案が最もいいとい

う少數意見も出ておりましたし、この開発

は多少コストが高くても早急にやるべき

であるというような意見も少數意見

として出ておるわけであります。この

開発方式につきましては、そういうた

め認めまして、本年度公共事業費のうち

より調査費を計上いたしまして、引続

て、その間に連絡を取りまして完全な

調査の完成に努力しておるわけであ

ります。今後問題になります点は、こ

れらの意見書に基づきましたボイントの

か五名のかたぐに専門的に御検討を

して、この問題につきまして本年一月以

來検討を進めておつたわけでございま

す。本年三月十三日にこれらの委員の

意見書が建設大臣宛て提出をされまし

て、今後相当検討を要する事項が明ら

かになつたわけであります。その多數

意見として出ております大綱は、それ

ぞれの案につきまして基準を一定に

いたしました経済的な比較をいたした

わけであります。その結果、「各案

とも発電原価が高く、このままで早

期着工は困難と考えられる、従つて今

後更に湖の利用水深、補償問題、下流

への放流量、最大使用水量、逆調整池

問題等を再検討して、現在及び将来の

電力事情に適応する経済的且つ効果的

な開発計画を立案すべきである。」と

いう意見が提出されたわけであります。

す。その他の少数意見としては、具体的

に技術的には地建案が最もいいとい

う少數意見も出ておりましたし、この開発

は多少コストが高くても早急にやるべき

であるというような意見も少數意見

として出ておるわけであります。この

開発方式につきましては、そういうた

め認めまして、本年度公共事業費のうち

より調査費を計上いたしまして、引續

て、その間に連絡を取りまして完全な

調査の完成に努力しておるわけであ

ります。今後問題になります点は、こ

れらの意見書に基づきましたボイントの

か五名のかたぐに専門的に御検討を

して、この問題につきまして本年一月以

來検討を進めておつたわけでございま

す。本年三月十三日にこれらの委員の

意見書が建設大臣宛て提出をされまし

て、今後相当検討を要する事項が明ら

かになつたわけであります。その多數

意見として出ております大綱は、それ

ぞれの案につきまして基準を一定に

いたしました経済的な比較をいたした

わけであります。その結果、「各案

とも発電原価が高く、このままで早

期着工は困難と考えられる、従つて今

後更に湖の利用水深、補償問題、下流

への放流量、最大使用水量、逆調整池

問題等を再検討して、現在及び将来の

電力事情に適応する経済的且つ効果的

な開発計画を立案すべきである。」と

いう意見が提出されたわけであります。

す。その他の少数意見としては、具体的

に技術的には地建案が最もいいとい

う少數意見も出ておりましたし、この開発

は多少コストが高くても早急にやるべき

であるというような意見も少數意見

として出ておるわけであります。この

開発方式につきましては、そういうた

め認めまして、本年度公共事業費のうち

より調査費を計上いたしまして、引續

て、その間に連絡を取りまして完全な

調査の完成に努力しておるわけであ

ります。今後問題になります点は、こ

れらの意見書に基づきましたボイントの

か五名のかたぐに専門的に御検討を

して、この問題につきまして本年一月以

來検討を進めておつたわけでございま

す。本年三月十三日にこれらの委員の

意見書が建設大臣宛て提出をされまし

て、今後相当検討を要する事項が明ら

かになつたわけであります。その多數

意見として出ております大綱は、それ

ぞれの案につきまして基準を一定に

いたしました経済的な比較をいたした

わけであります。その結果、「各案

とも発電原価が高く、このままで早

期着工は困難と考えられる、従つて今

後更に湖の利用水深、補償問題、下流

への放流量、最大使用水量、逆調整池

問題等を再検討して、現在及び将来の

電力事情に適応する経済的且つ効果的

な開発計画を立案すべきである。」と

いう意見が提出されたわけであります。

す。その他の少数意見としては、具体的

に技術的には地建案が最もいいとい

う少數意見も出ておりましたし、この開発

は多少コストが高くても早急にやるべき

であるというような意見も少數意見

として出ておるわけであります。この

開発方式につきましては、そういうた

め認めまして、本年度公共事業費のうち

より調査費を計上いたしまして、引續

て、その間に連絡を取りまして完全な

調査の完成に努力しておるわけであ

ります。今後問題になります点は、こ

れらの意見書に基づきましたボイントの

か五名のかたぐに専門的に御検討を

して、この問題につきまして本年一月以

來検討を進めておつたわけでございま

す。本年三月十三日にこれらの委員の

意見書が建設大臣宛て提出をされまし

て、今後相当検討を要する事項が明ら

かになつたわけであります。その多數

意見として出ております大綱は、それ

ぞれの案につきまして基準を一定に

いたしました経済的な比較をいたした

わけであります。その結果、「各案

とも発電原価が高く、このままで早

期着工は困難と考えられる、従つて今

後更に湖の利用水深、補償問題、下流

への放流量、最大使用水量、逆調整池

問題等を再検討して、現在及び将来の

電力事情に適応する経済的且つ効果的

な開発計画を立案すべきである。」と

いう意見が提出されたわけであります。

す。その他の少数意見としては、具体的

に技術的には地建案が最もいいとい

う少數意見も出ておりましたし、この開発

は多少コストが高くても早急にやるべき

であるというような意見も少數意見

として出ておるわけであります。この

開発方式につきましては、そういうた

め認めまして、本年度公共事業費のうち

より調査費を計上いたしまして、引續

て、その間に連絡を取りまして完全な

調査の完成に努力しておるわけであ

ります。今後問題になります点は、こ

れらの意見書に基づきましたボイントの

か五名のかたぐに専門的に御検討を

して、この問題につきまして本年一月以

來検討を進めておつたわけでございま

す。本年三月十三日にこれらの委員の

意見書が建設大臣宛て提出をされまし

て、今後相当検討を要する事項が明ら

かになつたわけであります。その多數

意見として出ております大綱は、それ

ぞれの案につきまして基準を一定に

いたしました経済的な比較をいたした

わけであります。その結果、「各案

とも発電原価が高く、このままで早

期着工は困難と考えられる、従つて今

後更に湖の利用水深、補償問題、下流

への放流量、最大使用水量、逆調整池

問題等を再検討して、現在及び将来の

電力事情に適応する経済的且つ効果的

な開発計画を立案すべきである。」と

いう意見が提出されたわけであります。

す。その他の少数意見としては、具体的

に技術的には地建案が最もいいとい

う少數意見も出ておりましたし、この開発

は多少コストが高くても早急にやるべき

であるというような意見も少數意見

として出ておるわけであります。この

開発方式につきましては、そういうた

め認めまして、本年度公共事業費のうち

より調査費を計上いたしまして、引續

て、その間に連絡を取りまして完全な

調査の完成に努力しておるわけであ

る電力を東北地方に優先的に配分して  
くれと、いわゆる要望がついております点が  
ちよつと違うところです。それから請  
願の二百九号以下整理番号の九番まで  
は、いずれも殆んど同じようなもので  
ございまして、新潟県の中魚沼郡とか  
東頸城郡、中頸城郡、西頸城郡、新潟  
市長あたりから出しておられまして、  
只見川を早急に開発してくれ、その方  
法は技術的に経済的に最も優れた流域  
変更案によつてやつて頂きたいという  
ことで、我々おのづく自分の方向の主  
張をしておられるわけです。

○委員長(竹中七郎君) 政府側の意  
見を。

○政府委員(平井寛一郎君) 只見川は  
日本に残されました未開発の電源のう  
ちでも最もまとまつて大きな電源であ  
り、而も又その地点には他の河川の追  
従を許さない割合安くできる有利な地  
点がござりますので、又日本の今後の  
河川開発については只見川という地点  
の扱い方一つによつては、他の河川との  
相互の経済性において非常な違いもあ  
りますので、我々いたしましても政  
府側といたしまして、できるだけこの  
問題について早く開発の時期をきめ  
たいと思つております。幸いに先ほど  
申上げましたようにO.C.I.のほうから  
も報告が参つておりますし、併しながら  
これは一つ有力なる参考資料としま  
して、なお十分にこの内容をいろ／＼  
な方面から検討を加え、同時に関係方  
面と十分意見の交換をいたしまして、  
できるだけ早く合理的開発方針を決定  
したいと思っております。

○島清君 今只見川の開発の諸願陳情  
ですか。

○委員長(竹中七郎君) そうです。対

立しているわけです。

○島清君 新潟県と福島県と、……

○委員長(竹中七郎君) そうです。

○島清君 あれは電源開発促進法が仮  
に成立しますといふとどうなるんじ  
たかな。あれは今公益事業委員会の事  
務局長さんですか、大いに張り切つて  
何か開発するようなことを言つておら  
れども公社か何か知らんが、でき上つた  
会社でやるのですか、どうなんですか。  
○島清君 いや、それは知つている。

○専門員(林誠一君) ですが内容的に  
は……、

○島清君 それは専門員からのほうな  
ましよう、保留か採択か。

○専門員(林誠一君) 大体この只見川の問題  
は、今聞いたように本流案といふもの  
があつて、本流案の問題も出ているよ  
うな形にあるものを、当委員会として  
どうやらを取り上げる、どちらを取り上  
げないといふことは、私は困難なんじ  
やないか、むしろ只見川の問題と琵琶  
湖の問題は共に保留せざるを得ないの  
じやないかといふふうに私は考えます。  
○委員長(竹中七郎君) 只見川の問題  
は保留にいたしまして御異議ありません  
か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) それで保留  
に決定いたしました。

○専門員(林誠一君) 五百四十六号から千六  
百五十四まで、これを説明させます。

○専門員(林誠一君) この請願は全部  
同文でございまして、電源開発に対す  
る基礎条件を言いますか、そういうも  
のを条件を示して、それによつて開発  
を促進してもらいたいという趣旨でござ  
いまして、その内容は、極く概略申上  
げますと、先ず開発計画といふものを  
利権目的にしてはいけない。或いは国

民生活の向上に寄与するものでなければ  
いけない、或いはペーパー・プラン  
に別に御異議ないものと認めて採択い  
たします。

○専門員(林誠一君) これは轟川水系  
の電源開発を県営によつてやらせてもら  
いたい。それから具体的の方針としまし  
て、生産力増強の検討を十分にやつ  
て、それとよく合つた開発計画を立て  
てもらいたい。開発の内容についても  
一段で開発するというほどの請願でござ  
います。

○専門員(林誠一君) この問題も今建設省の  
お話を聞けば、これも三本あるというの  
で、ここへは二本の請願が出ておりま  
すけれども、これも今の只見川と同じ  
ように、私の考えではどちらを採ると  
いうようなわけにも行かんのじやない  
か、むしろこれも保留だらうといふ  
うに思いますが、皆さんにお聞き願い  
たいと思います。

○委員長(竹中七郎君) 保留在いたしま  
して御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 保留在決定い  
たします。

○専門員(林誠一君) 次に、請願第千三百四十六号から千六  
百五十四まで、これを説明させます。

○専門員(林誠一君) この請願は全部  
同文でございまして、電源開発に対す  
る基礎条件を言いますか、そういうも  
のを条件を示して、それによつて開発  
を促進してもらいたいという趣旨でござ  
いまして、その内容は、極く概略申上  
げますと、先ず開発計画といふものを  
利権目的にしてはいけない。或いは国

民生活の向上に寄与するものでなければ  
いけない、或いはペーパー・プラン  
に別に御異議ないものと認めて採択い  
たします。

○委員長(竹中七郎君) 採択すること  
に別に御異議ないものと認めて採択い  
たします。

○委員長(竹中七郎君) 次に、請願百五十三号を説明させます。

○専門員(林誠一君) これは轟川水系  
の電源開発を県営によつてやらせてもら  
いたい。それから具体的の方針としまし  
て、生産力増強の検討を十分にやつ  
て、それとよく合つた開発計画を立て  
てもらいたい。開発の内容についても  
一段で開発するというほどの請願でござ  
います。

○専門員(林誠一君) この問題も今建設省の  
お話を聞けば、これも三本あるというの  
で、ここへは二本の請願が出ておりま  
すけれども、これも今の只見川と同じ  
ように、私の考えではどちらを採ると  
いうようなわけにも行かんのじやない  
か、むしろこれも保留だらうといふ  
うに思いますが、皆さんにお聞き願い  
たいと思います。

○島清君 保留下ね、審議会のほう  
でもつてやつてもらおう。

○委員長(竹中七郎君) 保留在御異議  
ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないも  
のと認めます。

○委員長(竹中七郎君) 次に通し番号二十七、説明を願いま  
す。

○専門員(林誠一君) この請願は九州  
の電力不足、且つ電力消費の非常に多  
い点を考えまして、緊急に電源開発の  
計画を立ててもらいたい、而も特に球  
磨川の電源開発を優先的に取上げても  
らいたい、それと共に九州は石炭地帯  
でありますので、それとの関連におい  
て産炭地の特性を活かすために大規模  
の火力発電所の建設を併せて考慮され  
たいという趣旨であります。

○専門員(林誠一君) これは採択して結構で  
しょう。原則論ですから。

○委員長(竹中七郎君) 採択、御異議  
ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 採択いたしま  
す。

次に通し番号二十八、二十九を一括  
いたしまして説明いたします。

○専門員(林誠一君) 陳情の第二十八、  
最初の分は、中国六県の知事会議から  
出ておりまして、中国地方が特に火力  
に依存する程度が非常に高いため、昨  
年の渦水のときも非常に困つたので、昨  
次の事項をお願いするということで二  
点挙げております。電源開発用の資金  
の別枠を設定して、開発を進めてもら  
いたいということと、中国地方の五カ  
年計画所要資金の優先確保をしてもら  
いたいという、その二点を要望してお  
ります。

それから次のは、日本商工會議所の  
会員からの要求であります。これは  
先ず原則論のようなものであります  
が、開発の基本方針を八項目に亘りて  
並べておるものであります。ただ具体  
的の問題も多少入つております。ただ具体的  
のこととも述べております。そのほか  
は全般論といたしまして、わざと今  
までにない点を申しますと、強力な河  
川中心の総合委員会を設置してもら  
たいといふようなことが目新らしい点  
じやないかと思います。

○猪野清蔵君 今のは西方原則論でし  
よう。これは二十八も二十九も電源開  
発をやれと、こういううのでしよう、や  
るためにその資金を大いに出してくれ  
とか何とかいうことを……。

○委員長(竹中七郎君) 採択いたしま  
して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないも  
のと認めまして採択いたします。

次に通し番号三十を議題といたします  
と認めます。

○専門員(林誠一君) これは簡単な陳  
情でございまして、北海道地区もやはり  
電力に困つておりますが、特に道南地  
区渡島、檜山、函館地区が電気に非常  
に困つているので、その地区の開発を  
積極的に進めたいから御援助願いたい  
という概念的な陳情でござります。

○委員長(竹中七郎君) その次の三十  
一番は……。

○専門員(林誠一君) 陳情七百六十七  
号、これは愛媛県の町村議長から出  
しておきました、肱川、西川の附近は  
相當溪流もたくさんあつて、開発の余  
地があるから、是非早急に取上げても  
らいたいといふようなことでございま  
すが、果してまあこの程度の有利な地  
点があるかないかは一応政府側の意見  
もお求め願いたいと存じます。

○委員長(竹中七郎君) 六十六番どう  
で、これは問題ないと思います。

○専門員(林誠一君) 請願第六百二十八  
号、第四百九十二号、これは同文でござ  
いまして、長野県から出しております  
が、長野県が電源県であるという特殊  
性を考えますが、一番目は火力発電用の  
石炭及び重油を優先的に確保して、電  
気の不足のないようにせよというの  
で、これは問題ないと思います。

○委員長(竹中七郎君) 第二点が、中部電力から東京電力へ  
融通している電力の一部を本県へ還元  
して割当てるもんたいといふことで  
あります。

○委員長(竹中七郎君) 「まあ採択だな」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 六十六番どう  
で、これは問題ないと思います。

○委員長(竹中七郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) これは日本動力  
協会の会長から出しておきました、動  
力といいましても、広い角度から見て  
おります。電力、石炭、石油、ガス等  
の動力に對して総合的増強対策を立  
ててもらいたいというのが中心であります  
と認めます。而もそれらの動力資源を重点的  
に扱つて、次の諸項目に對しては強力  
に推進してもらいたいというのがあります。  
○委員長(竹中七郎君) 二つは保留。  
○専門員(林誠一君) 陳情の六十六号  
です。それからこれは静岡県から出で  
おりますが、電気不足の折から総合開  
発、特に電源開発問題を急速に進めて  
もらいたいということと、あと火力そ  
の他の発電に全能力を払つてもらいた  
い。それから電気の使用は合理化して  
してもらいたい。動力産業計画の確立  
と実施とを一貫的にやつてもらいた  
い。それから税制、財政及び金融上に  
の開発の資金効率を向上せられるよ  
うな方法を取つてもらいたい。それから  
動力産業の機械化とか国内資源の有効  
活用とかいうことで、原則的なお話を  
あります。

四の説明をさせます。

○委員長(竹中七郎君) 請願第六百二十八  
号と言つておりますが、生産資材或いは  
輸出産業、生産資材を生産する工場、

ざいまして、長野県から出しております  
が、長野県が電源県であるという特殊  
性を考えますが、一番目は火力発電用の  
石炭及び重油を優先的に確保して、電  
気の不足のないようにせよというの  
で、これは問題ないと思います。

○委員長(竹中七郎君) 「まあ採択だな」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) これは日本動力  
協会の会長から出しておきました、動  
力といいましても、広い角度から見て  
おります。電力、石炭、石油、ガス等  
の動力に對して総合的増強対策を立  
ててもらいたいというのが中心であります  
と認めます。而もそれらの動力資源を重点的  
に扱つて、次の諸項目に對しては強力  
に推進してもらいたいというのがあります。  
○委員長(竹中七郎君) 二つは保留。

○専門員(林誠一君) 陳情の六十六号  
です。それからこれは静岡県から出で  
おりますが、電気不足の折から総合開  
発、特に電源開発問題を急速に進めて  
もらいたいということと、あと火力そ  
の他の発電に全能力を払つてもらいた  
い。それから電気の使用は合理化して  
してもらいたい。動力産業計画の確立  
と実施とを一貫的にやつてもらいた  
い。それから税制、財政及び金融上に  
の開発の資金効率を向上せられるよ  
うな方法を取つてもらいたい。それから  
動力産業の機械化とか国内資源の有効  
活用とかいうことで、原則的なお話を  
あります。

それから最後は割当の問題でちょっと  
あります。

○委員長(竹中七郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないも  
のと認めまして採択いたします。

○委員長(竹中七郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) この陳情は長野  
県の議長から出でておりますので、長野県  
が電源県として大工場を往来誘致して  
いたのが、最近平等に扱われるため、  
非常に工場が県外に逃げる傾向があ  
る。で平岡発電所、これは今年の初め  
から運転を開始しておりますが、それ  
の完成に伴つて、特に長野県の優遇措  
置として、新增加受電の優先認可をし  
てもらいたい、電力の割当を優先的に  
あります。

○委員長(竹中七郎君) 「まあ採択だな」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) これは日本動力  
協会の会長から出しておきました、動  
力といいましても、広い角度から見て  
おります。電力、石炭、石油、ガス等  
の動力に對して総合的増強対策を立  
ててもらいたいというのが中心であります  
と認めます。而もそれらの動力資源を重点的  
に扱つて、次の諸項目に對しては強力  
に推進してもらいたいというのがあります。  
○委員長(竹中七郎君) 二つは保留。

○専門員(林誠一君) 陳情の六十六号  
です。それからこれは静岡県から出で  
おりますが、電気不足の折から総合開  
発、特に電源開発問題を急速に進めて  
もらいたいということと、あと火力そ  
の他の発電に全能力を払つてもらいた  
い。それから電気の使用は合理化して  
してもらいたい。動力産業計画の確立  
と実施とを一貫的にやつてもらいた  
い。それから税制、財政及び金融上に  
の開発の資金効率を向上せられるよ  
うな方法を取つてもらいたい。それから  
動力産業の機械化とか国内資源の有効  
活用とかいうことで、原則的なお話を  
あります。

○委員長(竹中七郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 保留在御異議  
ありません。



整金制度を現在のままで活用して、現在以上に地域差が拡大しないようにしてくれることが第一点、それから

第二点といたしまして、地帯間の融通電力を増して水力料金で融通をしてもらいたい、それによつて料金が下りますから、料金の地域差を現在以上に拡大しないようにしてくれということです。

あります。ちょっと申し添えますが、先ほど結城先生からもお話をありましたように、これはまあこの前の料金の改訂に間に合うようなつもりでお出しになつたのですが、国会に来ましてから委員会に来るまでに二週間ばかりかかりますので、その当審査には間に合わなかつた分に全部なります。